

		II 平成29年度準要保護認定基準																												
		(1)平成29年度における準要保護認定基準														(2)(1)でツ、タ又はチに○をした場合、係数(倍率)、基準根拠及び目安額				(3)(1)でツに○をした場合、市町村民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)及び目安額										
①都道府県	②市町村	ア.生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ.市区町村住民税の非課税	ウ.市区町村住民税の減免	エ.国民年金保険料の免除	オ.国民健康保険料の減免または徴収の猶予	カ.児童扶養手当の支給	キ.保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク.PTA会費、学費等の学校納付金の減免が行われている者	ケ.個人事業税の減免	コ.固定資産税の減免	サ.学校納付金の状況や、退学、被服等が悪い者、学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態が極めて悪いと認められる者、	シ.経済的な理由による欠席日数が多い者	ス.保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ.生活福祉資金による貸付け	ソ.生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)	タ.生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)	チ.特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額に一定の係数を掛けたもの	ツ.市区町村住民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	テ.その他	係数(倍率)	基準根拠		目安額(年額)	係数(倍率)	目安額(年額)	(4)(1)でテに○をした場合、その他の基準の内容	(5)その他	就学援助率	
		課税所得等の分類	基準額の時期	目安額(年額)	係数(倍率)	目安額(年額)																								
該当団体	19	19	19	18	17	18	19	9	9	14	18	10	7	12	10	6	6	3	0	4	15	15	15	15	0	0	4	12	19	
島根県	松江市	○	○	○	○	○	○			○	○				○				○	1.3	課税所得	その他	317				・治療費、介護費、連帯保証人となる保証契約を締結したことに伴い生じた保証債務もしくは賠償金 ・生計を維持する者の傷病、死亡、失踪、離婚、失業等の事由により収入が急激に減少した者 ・風水害等により、家屋等に甚大な被害を受けた者で、下記の基準に該当する者・家屋の流出、倒壊等により生活の根拠を失い、生計の維持が著しく困難となった者・田畑、山林、畜業	【基準額の時期】平成25年4月1日時点の保護基準額	20%未満	
島根県	浜田市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				1.2	課税所得	その他	295						【基準額の時期】平成24年12月末時点の保護基準額	20%未満
島根県	出雲市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				1.3	課税所得	その他	319						【基準額の時期】平成24年12月末時点の保護基準額	15%未満
島根県	益田市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○		1.2	課税所得	その他	280					【基準額の時期】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	25%未満	
島根県	大田市	○	○	○	○	○	○			○	○				○					1.3	課税所得 (総所得(税引き前))	その他	590					【基準額の時期】平成24年12月末時点の保護基準額	30%未満	
島根県	安来市	○	○	○		○	○			○	○								○								学校の意見、その他証明により教育委員会が認める場合		10%未満	
島根県	江津市	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○					1.2	課税所得	その他	340					【基準額の時期】平成25年4月1日時点の保護基準額	15%未満	
島根県	雲南市	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○					1.5	課税所得	その他	359					【基準額の時期】平成25年8月1日時点の保護基準額	15%未満	
島根県	奥出雲町	○	○	○	○	○	○			○	○				○					1.3	課税所得	その他	302					【課税所得等の分類】合計所得金額	10%未満	
島根県	飯南町	○	○	○	○	○	○			○								○		1.3	課税所得	その他	200				その他特別な事情により収入状況に著しい変動が生じた場合(所得証明及び事情が明らかになる証明書及び民生委員の意見書の提出を求める。)	【基準額の時期】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	20%未満	
島根県	川本町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.3	課税所得	その他	286					【基準額の時期】平成25年4月1日時点の保護基準額	20%未満	
島根県	美郷町	○	○	○	○	○	○			○	○									1.3	課税所得	当該年度	202							15%未満
島根県	邑南町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.5	その他	その他	455					【課税所得等の分類】世帯の総所得金額 【基準額の時期】平成25年4月1日時点の保護基準額	20%未満	
島根県	津和野町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.3	課税所得	当該年度	321							20%未満
島根県	吉賀町	○	○	○	○	○	○			○	○				○					1.2	課税所得	当該年度	280							20%未満
島根県	海士町	○	○	○	○	○	○			○	○																		15%未満	
島根県	西ノ島町	○	○				○																							10%未満
島根県	知夫村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○													学校・民生委員への聞き取り及び希望者への所得状況調査から適当と判断される場合		5%未満	
島根県	隠岐の島町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.1	課税所得	その他	236					【基準額の時期】平成24年12月末時点の保護基準額	25%未満	

		Ⅲ 平成29年度準要保護就学援助額																																				
		1. 小学校の就学援助額の単価(一人当たり年間支給額)																																				
		(1)項目毎の援助額																										(2)補足事項 (1)でその他に○をした場合、費目毎の援助額の内容を記入。その他補足事項										
①都道府県	②市町村	学用品費									新入学児童生徒学用品費等									通学費									修学旅行費									
		実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	
該当団体	19	0	0	0	2	3	2	18	18	0	0	0	0	1	1	1	19	18	0	4	4	1	2	2	2	1	0	1	7	7	1	8	8	8	2	1	0	12
島根県	松江市						○	13,650									○	40,600		○	24,445								○	21,354								・学用品費・通学用品費 1年:11,420円 2～6年:13,650円 ・実費:H29予算計上単価
島根県	浜田市						○	11,420									○	40,600		○	45,090								○	21,000								修学旅行費は平成29年度予算計上単価
島根県	出雲市						○	11,420									○	40,600		○	16,600								○	21,368								
島根県	益田市						○	11,420									○	40,600		○	32,038								○	21,703								
島根県	大田市						○	11,420									○	40,600											○	21,490	20,570							
島根県	安来市						○	11,420									○	40,600										○		○	21,490	21,490						・通学費について、準要保護児童生徒に限らず、スクールバス又は安来市通学費補助金交付要綱により通学を補助している。
島根県	江津市						○	11,420									○	40,600											○	21,490	21,370							・支給平均額は28年度の執行見込額より計上 ・修学旅行費:支給実績6学年のみ、小学校の認定人数全体の15%
島根県	雲南市			○	11,420	11,420											○	20,470					○	39,290	39,290				○	21,490	21,490							支給平均額は、平成29年度予算計上単価を記載
島根県	奥出雲町						○	11,420									○	20,470										○		22,757								支給平均額は、H28年度実績
島根県	飯南町						○	13,650									○	40,600										○		17,500								・学用品費:1年生11,420円、2～6年生13,650円
島根県	川本町						○	11,420									○	40,600					○	39,290	0				○	21,490	21,490							通学費は平成28年度支給実績なし。
島根県	美郷町						○	11,420									○	40,600										○		21,490	21,490							通学費は平成28年度支給実績なし。
島根県	島南町						○	11,420									○	40,600										○		21,490	20,603							
島根県	津和野町						○	11,420									○	40,600					○					○		20,466								28年度実績に基づき支給平均額を計上
島根県	吉賀町						○	11,420									○	40,600										○		21,490	21,490							・通学費について準要保護児童生徒に限らず吉賀町通学費補助条例に基づいて通学を補助している。
島根県	海士町			○	11,420	11,420								○	20,470	20,470																						
島根県	西ノ島町						○	11,420									○	20,470																	○	6,500		
島根県	知夫村						○	11,420									○	40,600																				
島根県	隠岐の島町						○	14,700									○	40,600										○										学用品費について、新入学児童は年額12,600円としている。

		2. 中学校の就学援助の額の単価(一人当たり年間支給額)																																				
		(1)費用毎の援助額																										(2)補足事項 (1)でその他に〇をした場合、費目毎の援助額の内容										
①都道府県	②市町村	学用品費									新入学児童生徒学用品費等						通学費						修学旅行費															
		実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	
該当団体	19	0	0	0	2	2	2	18	17	0	0	0	0	1	1	1	19	18	0	5	5	1	2	2	2	1	0	2	7	7	1	8	8	8	2	1	0	12
島根県	松江市							○	24,550							○	47,400		○	71,279							○	45,058							・学用品費・通学用品費 1年:22,320円 2～3年:24,550円 ・実費:H29予算計上単価			
島根県	浜田市							○	22,320							○	47,400		○	140,616							○	45,000							修学旅行費は平成29年度予算計上単価			
島根県	出雲市							○	22,320							○	47,400		○	21,000							○	46,258										
島根県	益田市							○	22,320							○	47,400		○	23,680							○	46,901										
島根県	大田市							○	22,320							○	47,400											○	57,590	48,560								
島根県	安来市							○	22,320							○	47,400										○		○	57,590	57,590					・通学費について、準要保護児童生徒に限らず、スクールバス又は安来市通学費補助金交付要綱により通学を補助している。		
島根県	江津市							○	22,320							○	47,400											○	57,590	52,160					・支給平均額は28年度の執行見込額より計上 ・修学旅行費:支給実績2学年のみ			
島根県	雲南市			○	22,320	22,320									○	23,550					○	79,410	79,410				○	57,590	57,590					支給平均額は、平成29年度予算計上単価を記載				
島根県	奥出雲町							○	22,320							○	23,550										○	45,768							支給平均額は、H28年度実績			
島根県	飯南町							○	24,550							○	47,400										○	74,000							・学用品費:1年生22,320円 2～3年生24,550円			
島根県	川本町							○	22,320							○	47,400					○	79,410	0				○	57,590	57,590					通学費は平成28年度支給実績なし。			
島根県	美郷町							○	22,320							○	47,400											○	57,590	57,590					通学費は平成28年度支給実績なし。			
島根県	島南町							○	22,320							○	47,400											○	57,590	51,835								
島根県	津和野町							○	22,320							○	47,400					○						○	45,317						・28年度実績に基づき支給平均額を計上			
島根県	吉賀町							○	22,320							○	47,400			○	29,730						○		○	57,590	57,590					・通学費について準要保護児童生徒に限らず吉賀町通学費補助条例に基づいて通学を補助している。		
島根県	海士町			○	22,320	22,320							○	23,550	23,550																							
島根県	西ノ島町							○	22,320							○	23,550														○	9,200						
島根県	知夫村							○	22,320							○	47,400																					
島根県	隠岐の島町							○	25,900							○	47,400											○							学用品費について、新入学児童は年額23,700円としている。			

①都道府県	②市町村	IV その他			
		通学用服等の学用品等の購入等に関して、保護者負担軽減策として実施している(把握している)取組			自由記載欄
		ア. 特 取組を 行っていない(把握 していない)	イ. 取組 を行っている(把握 している)	イに○をした場合、その内容	
該当団体	19	18	1	1	
島根県	松江市	○			
島根県	浜田市	○			
島根県	出雲市	○			
島根県	益田市	○			
島根県	大田市	○			
島根県	安来市	○			
島根県	江津市		○	卒業等により不要になった制服等を集めてバザーを開催している	
島根県	雲南市	○			
島根県	奥出雲町	○			
島根県	飯南町	○			
島根県	川本町	○			
島根県	美郷町	○			
島根県	島南町	○			
島根県	津和野町	○			
島根県	吉賀町	○			
島根県	海士町	○			
島根県	西ノ島町	○			児童扶養手当の支給対象者には、給食費と修学旅行費のみ援助。
島根県	知夫村	○			
島根県	隠岐の島町	○			